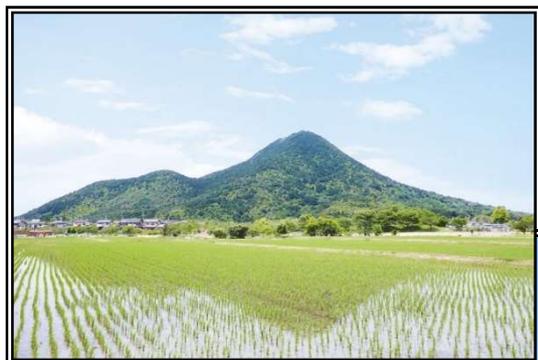


令和5年度予算施策に向けた
国県要望書



多様な人々と多彩な自然が調和した、
個性輝くにじいろのまち

野 洲 市

令和5年度予算施策に向けた要望について

平素は、野洲市政の推進につき格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、市民の皆様を中心として行政や事業者等が果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かし、多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまちづくりのため、各施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

今後も引き続き、子育て支援をはじめ、地域福祉の充実、自然環境の保全、都市基盤の整備等を推進していくとともに、コロナ禍による様々な支援や対策を講じる必要があります、そのための財源確保は依然として厳しい状況が続いています。

つきましては、県におかれましても厳しい財政状況であると存じますが、本書記載のとおり、本市の課題をご賢察賜り、今後の県の予算編成や国への要望活動にあたり、本市のまちづくりの持続ある発展に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

滋賀県知事
三日月大造様

滋賀県教育委員会教育長
福永忠克様

滋賀県警察本部本部長
鶴代隆造様

野洲市長
栢木進

野洲市教育委員会教育長
西村健

令和5年度予算施策に向けた国県要望書 目次

要望先部・課名		要望事項		区分	ページ
知事公室	防災危機管理局	①	災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先確保について	新規	1
健康医療福祉部	子ども・青少年局	②	子どもの福祉医療費助成制度の改善について	継続	3
	障害福祉課	③	障害福祉サービスの確保のための社会福祉施設等整備費補助金の十分な予算確保について	継続	5
		④	地域生活支援事業に係る国県補助金の適正な交付について	継続	7
	健康福祉政策課	⑤	時代に応じた民生委員・児童委員のあり方の見直しについて	継続	9
		⑥	時代に応じた生活保護制度の見直しについて	継続	11
土木交通部	流域政策局 河川・港湾室 砂防課	⑦	河川改修・砂防事業の整備促進について	継続	13
	都市計画課	⑧	区域区分の機動的な見直しについて	新規	15
		⑨	湖岸緑地（中主・吉川地区）の維持管理及び利用促進について	継続	17
	道路整備課 道路保全課 都市計画課	⑩	国道・地方道の整備促進について	継続	19
	交通戦略課	⑪	社会インフラとしての鉄道の維持・活性化について	継続	21
文化スポーツ部	文化財保護課	⑫	文化財の保存活用の推進について	継続	23
教育委員会	教職員課 フローティング スクール	⑬	学校教育を充実させるための人材育成について	新規	25
警察本部 交通部	交通規制課	⑭	信号機設置による交通の安全確保について	継続	27

①災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先確保について（新規）

【要望先】 滋賀県知事公室防災危機管理局

1. 提案・要望内容

災害時において新型コロナウイルスに感染した自宅療養者等が市町の設置した避難所へ避難された場合の県宿泊療養施設等での受入れ

○市町が設置する避難所においては、広さが限られており感染者、濃厚接触者、発熱者等を分けることは極めて困難である。

○また、避難所運営スタッフは、症状への対応及び感染防止対策に関する知識・経験が不足している。

○このことから、自宅療養者等が避難してきた場合は、速やかに県の宿泊療養施設等で受入れされるよう対応されたい。

○そして、受入れのための連絡先を明示されるとともに、移送手段を確保されたい。

2. 提案・要望の理由

○新型コロナウイルス感染者が増加し、自宅療養している患者が増加していることを踏まえ、県・保健所は災害時に市町が設置する避難所において、感染対策を講じ自宅療養者等の避難スペースを確保するよう「県避難所運営ガイドライン」を改正された。

○それによれば、一般の避難者と別に、自宅療養者、濃厚接触者、発熱者それぞれに専用スペース・専用トイレを準備するよう求められている。

○また、看護師や保健師による巡回も必要とされている。

○さらに、避難所での感染拡大を防ぐために、避難所運営者自身が感染症対策についての知識を持ち、対策を徹底することが必要とされている。

○しかし、市町が設置する避難所においてはスペース面及び設備面から専用スペース・専用トイレを設置することは極めて困難である。

○また、必要な看護師や保健師を確保すること、日常他の業務に従事している避難所運営者が感染症対策の知識を持ち対策を徹底することも極めて困難である。

○このことから、自宅療養者等について、一時的な避難所での受入れはやむを得ないが、病状の管理等を適切に行うため、速やかに県の宿泊療養施設等へ移送できるよう対応されたい。

②子どもの福祉医療費助成制度の改善について（継続）

【要望先】健康医療福祉部子ども・青少年局

1. 提案・要望内容

1 国による子どもの医療費助成制度の創設

子育て支援策として全国の地方自治体が取り組んでいる地方単独事業の子どもの医療費助成等については、少子化対策の一環として、国の責任において子どもの医療費助成制度を創設されたい。

2 県による子どもの医療費助成制度の創設

現在、県において検討されている就学児の福祉医療費助成制度の拡充について、令和6年度実施の際には県の大半の市町が助成を実施している小学6年生までを対象として実施されたい。

2. 提案・要望の理由

○人口減少化時代に突入し、少子化が深刻な課題となっている。その中で、子どもの医療費助成制度は、子育て支援策の重要な施策の一つとして、全国すべての市町村が地方単独事業として取り組んでおり、子育て家庭への福祉の増進に大きな役割を果たしている。

少子化対策は国家的課題であり、その対応策の一環として、子どもの医療費助成を全国の自治体が行っている状況に鑑み、当該助成制度は、国が責任をもって取り組むべき施策（制度の創設）であると考えます。

○現在、就学児の福祉医療費助成制度について市町単独事業として対象年齢や給付内容（入院・外来、自己負担金の有無）を各市町が定めて実施しているが、現状として小学6年生までをほとんどの市町で実施している。

県の子育て支援施策の1つとなり得る就学児対象の福祉医療費助成事業について、市町の負担軽減や市町間での差異を解消するため、令和6年度の開始に向けてご検討いただいているところだが、対象年齢や給付内容を決定する際には、県の財政状況だけでなく、各市町の実情に則した制度設計となるよう対象年齢や給付内容等を踏まえた上で決定されたい。

<現状、取組状況、課題>

《現状・課題》

各地方自治体の子育て支援策全般や当該自治体全般の政策的要素、また、財政事情等から、自治体間で制度内容が異なる状況がある。

【参考資料】

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況(令和2年4月1日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位：都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	25	20
9歳年度末	3	1
12歳年度末	4	6
15歳年度末	7	14
18歳年度末	3	4
その他(※)	1	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	18	19
所得制限あり	28	27
その他(※)	1	1

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	10	12
自己負担あり	36	34
その他(※)	1	1

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
交付金の規模は12歳年度末までに相当。

2. 市区町村における実施状況

(単位：市区町村)

対象年齢	通院	入院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	56	3
9歳年度末	10	0
12歳年度末	66	39
15歳年度末	873	895
18歳年度末	733	799
20歳年度末	2	2
22歳年度末	1	1
24歳年度末	0	2

所得制限	通院	入院
所得制限なし	1,499	1,504
所得制限あり	242	237

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	1,124	1,212
自己負担あり	617	529

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

県内市町における乳幼児(子ども)医療費助成制度の実施状況

(令和4年4月1日現在)

対象年齢	入院	通院
就学前までの実施 就学前 県制度は就学前までの補助 これ以上の対象拡大は市町単独で上乘せ実施	0	1 長浜市
小学校3年生終了までの実施 9歳年度末	0	5 彦根市、草津市(小1～小3自己負担あり)、守山市(小1～小3自己負担あり)、粟東市(小1～小3自己負担あり)、野洲市(小1～小3自己負担あり)
小学校卒業までの実施 12歳年度末	1 大津市(小1～小6自己負担あり)	1 大津市(小1～小6自己負担あり)
中学校卒業までの実施 15歳年度末	17 彦根市、長浜市(小1～中3償還払)、近江八幡市、草津市(小4～中3償還払)、守山市(小4～中3償還払)、粟東市(小4～中3償還払)、野洲市(小4～中3償還払)、湖南市、甲賀市(中1～中3償還払)、高島市、東近江市(小1～中3自己負担あり)、米原市、日野町、菟町、愛宕町、多賀町	11 近江八幡市、湖南市、甲賀市(中1～中3所得制限あり)、高島市、東近江市(小1～中3自己負担あり)、米原市、日野町、菟町、愛宕町、多賀町
高校卒業までの実施 18歳年度末	1 豊郷町、甲良町	1 豊郷町、甲良町

—— 現物給付。その他は償還払

③障害福祉サービスの確保のための社会福祉施設等整備費補助金の十分な予算確保について（継続）

【要望先】健康医療福祉部障害福祉課

1. 提案・要望内容

社会福祉施設整備費補助金の十分な財源確保

- 従前から計画されている大規模整備等によって、各サービス事業所の整備予算枠が縮小され計画が左右される影響を回避するため、十分な財源確保をお願いしたい。

2. 提案・要望の理由

○市では、不足する生活介護事業所等の日中活動の場の整備を進めるに当たり、実施主体である社会福祉法人等が整備計画を立て、社会福祉施設整備費補助金を申請しても採択されなかったため、要となる資金計画の見通しが立たず、整備を見送る事態が生じているところである。

○また、国の第6期障害福祉計画指針（以下「国指針」という。）の具現化の方策の一つである地域生活への移行を促進するための一助として、民間の参入が進みにくい傾向にあるグループホームの整備に係る積極的な財政支援も必要な措置である。

○これらのことから、国指針にある地域共生社会の実現のための施策の展開を図るべく、障害福祉分野の施設整備費補助金においては、十分な財源確保が図られるよう国に対して積極的に働きかけていただきたい。

<現状、取組状況、課題>

■ 社会福祉施設等整備費補助金の状況

野洲市障害者通所施設申請結果

令和3年度申請分（令和4年度計画）

民間心身障害児者社会福祉施設整備補助金申請数：野洲市

	申請数	採択数	不採択数
平成29年度	4	2	2
平成30年度	2	0	2
令和元年度	1	0	1
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0

* 令和3年度については、施設整備等を計画する事業所が無かったが、近いうちに施設整備する計画について、すでに数件相談を受けている。

■ 課題

- ・ 補助金が要望額に満たないため、障害福祉計画に沿ったサービスの整備等が困難となっている。
- ・ 近年の実績では、計画的な事業所整備を進めることができない。
- ・ 整備等が遅れることにより、障がい者が望む自立支援のための地域の活動やグループホームでの生活実現が難しい状況となることがある。

④地域生活支援事業に係る国県補助金の適正な交付について（継続）

【要望先】健康医療福祉部障害福祉課

1. 提案・要望内容

地域生活支援事業費補助金の十分な予算確保

○障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟なサービスを実施するための上記補助金について、国庫・県費の十分な予算確保を図られたい。

2. 提案・要望の理由

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、市町村が実施する地域生活支援事業の補助金の補助割合は、国庫補助金は対象費用に対して100分の50以内、県費補助金は100分の25以内と規定されている。

○国が定める地域生活支援事業実施要綱には必須事業と任意事業が掲げられているにも関わらず、例年、実態調査等を勘案した枠配分による補助金決定を受けており、その不足分を市町村が補っている現状にある。

○地域生活支援事業は、障がいのある人にとって、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを実施し、もって福祉の増進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する事業であり、この事業に対する市町村負担が増大することで、他のサービス提供の縮小を余儀なくされ、ひいては当事者がサービスを受けられない事態にも陥ることになりかねない。

○この事業の適正な実施に向けて、交付申請時期を早め、補助対象事業の必要性や内容を精査した上での交付決定を受けることができるよう、国、県の責任において十分な予算の確保を求めるとともに、制度設計も見直すべきである。

<現状、取組状況、課題>

■地域生活支援事業費補助金について

野洲市における令和3年度補助対象実支出額は、91,265千円で、国庫補助金が法定割合の50%に対し、33.7%（30,733千円）、県補助金が法定割合25%に対し、16.8%（15,366千円）となっており、この結果、法定割合25%を大きく超えた49.5%（45,166千円）の事業費を負担している。

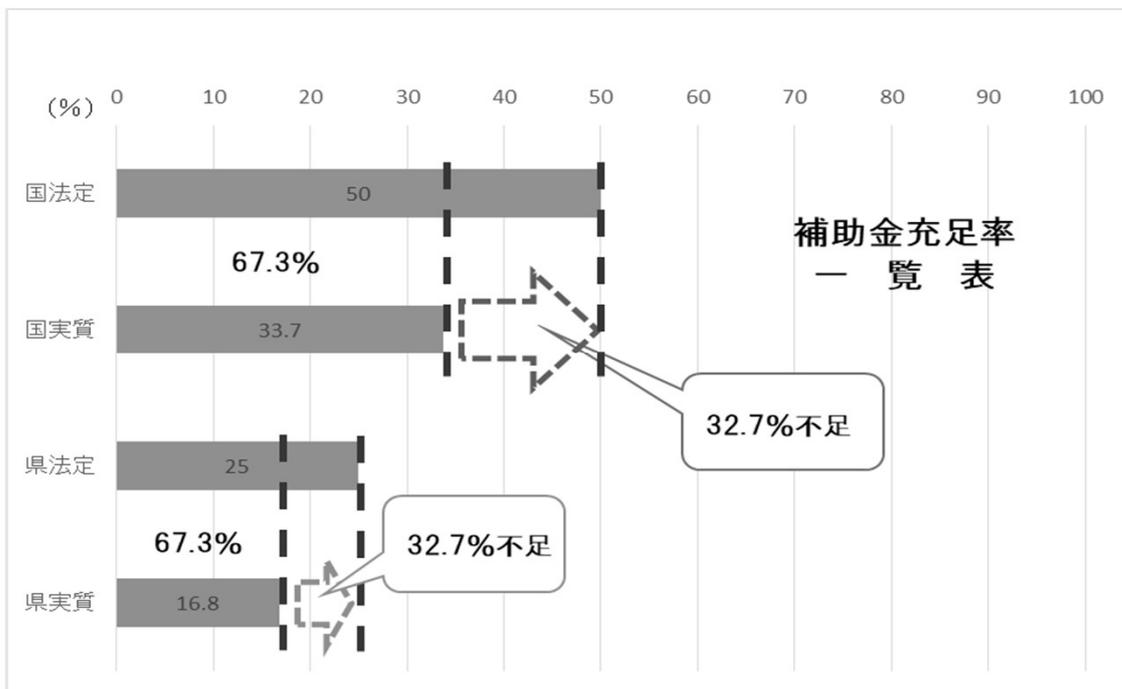
また、充足率は、本来の交付金額の67.3%（補助割合上限の75%に対して、50.5%）となっている。

課題として、地域生活支援事業は、必須事業と任意事業の区分があり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が効果的・効率的に運営する財源として、国庫・県費補助金が安定して担保されることが必要である。

令和3年度 地域生活支援事業費等に対する補助金額等

（単位：千円）

補助内容	補助対象経費	法定（上限）の補助金額と割合		実際の補助金額と割合			補助金充足率	
事業所要額	91,265	A						
国庫補助金額		45,632	B (A/2) 50%以内	30,733	E 33.7%	E / A	67.3%	E / B
県補助金額		22,816	C (A/4) 25%以内	15,366	F 16.8%	F / A	67.3%	F / C
小 計		68,448	75%以内	46,099	50.5%		67.3%	
野洲市負担金額		22,817	D (A/4) 25.0%	45,166	G 49.5%	G / A		
合 計		91,265		91,265	100.0%			



⑤時代に応じた民生委員・児童委員のあり方の見直しについて（継続）

【要望先】健康医療福祉部健康福祉政策課

1. 提案・要望内容

(1) 民生委員・児童委員の身分及び選任方法の見直し

○民生委員は、厚生労働大臣の委嘱であるが、「都道府県の地方公務員である。」とする行政実例（昭26,8,27地自公発360号、公務員課長回答）があり、活動の区域は、当該市町村（特別区を含む。）内の一定の区域であることなど、国、都道府県、市町村の関わり方からすれば、身分的に曖昧な位置付けである。

このことを解決する一例として、民生委員を市町村長が委嘱し、又は任命する制度に改めようか。一方、児童福祉法による児童委員は、民生委員を充てるものとされていることから、児童委員についても市町村長の委嘱又は任命とし、これらにより民生委員・児童委員は、市町村の特別職の職員（地方公務員）とすることに改めることを提案する。

(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の年齢要件の撤廃

○現在、選任要領の年齢要件では、地域の実状を踏まえた弾力的な運用が可能となっているが、原則の年齢が示されている。少子高齢化が進展する中、定年の延長等社会情勢が変化するとともに、平均寿命及び健康寿命が延伸しており、人材確保の観点から、年齢要件を撤廃すべきと考える。

(3) 民生委員・児童委員の活動費の見直し

○現在、民生委員・児童委員は、無報酬で少額の活動費があるが、国の活動費（都道府県の地方交付税措置）が不十分なため、市町で継ぎ足していることから、これを増額することとし、財源は国で措置（国3/4、地方交付税措置1/4）されたい。

また、県が設けている市町ごとの交付対象者の上限人数（知事が定める数）についても撤廃され、各市町の定員に応じた活動費の交付を要望する。

2. 提案・要望の理由

○民生委員は、大正6年に岡山県の濟世顧問の設置を源とする制度（濟世顧問設置規程）で、創設後約100年が経過し、現行の民生委員法は、昭和23年に公布・施行され、約70年が経過している。当時は、民生委員は名誉職であり、無報酬で共同社会に挺身奉仕すべきものとされ、現在もその基本的な形態が維持されている。一方、児童委員は、児童福祉法で「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」と兼務とする規定がなされ、これも約70年が経過している。

○民生委員・児童委員は、住民の立場に立ち、社会情勢の変化に対応した様々な活動に強い使命感を持って取り組んでいる。近年は、核家族化の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども・高齢者・障がい者等への虐待など、活動の分野が幅広くなり、複雑化している現状にある。

○こうした中、人々が身近な地域で安心して生活できる一助として、民生委員・児童委員の役割への期待も大きなものになっていることもあり、民生委員・児童委員としての役割（活動）に負荷がかかり過ぎている面が窺え、活動の精査も必要である。

○以上のことから、現行の民生委員・児童委員制度で存続することは、時代の流れとともに難しくなっており、3年に一度の改選の度に、地元自治会（長）からの推薦作業では、人選にたいへん苦労いただいている。こうした現状に鑑み、時代に応じた上記1の内容の見直し（法令等の改正）を提案するものである。

<現状、取組状況、課題>

(1) 現状

- ・定数 野洲市 平成28年12月～令和元年11月 119名（欠員6名）
令和元年12月～令和4年12月 125名（欠員9名）
（※令和4年4月時点の委嘱状況）

(2) 野洲市における取組み

- ・事務局 野洲市社会福祉協議会 地域福祉担当
- ・民生委員・児童委員における負担を軽減させるための「野洲市民生委員・児童委員活動の目安と考え方Q & A」を策定（令和元年10月）。
- ・策定した「Q & A」の見直し、改定を市民児協、市社協とともに行った。（令和2年9月改定）。
- ・民生委員・児童委員の活動環境整備の一環として、民生委員・児童委員の日（令和3年5月12日）に合わせ民生委員・児童委員の活動内容のお知らせの自治会回覧を行った。
- ・令和2年9月に民生委員活動に関するアンケート調査を行い、民生委員の状況把握に努めた。

(3) 民生委員・児童委員から出た意見

○令和2年9月実施 民生委員活動に関するアンケート調査より得た意見

- ・「民生委員・児童委員としての業務が多い。」
- ・「民生委員の活動内容が市民に伝わっていない。」
- ・「民生委員の教育を充実してほしい。」
- ・「3年間の任期が長く負担となり、なり手不足となっている。」
- ・「活動費の増額を行ってほしい。」

○令和3年10月～12月実施 民生委員児童委員協議会との意見交換会において
得た意見

- ・「仕事との両立が大変難しく、有償にして報酬を出してほしい」
- ・「住民の理解や認知が低く活動への理解が得られない。」
- ・「時代の変化に即した制度の在り方が必要。」
- ・「職務が多岐にわたり簡単にできるものでなく責任も重い。」
- ・「世帯数などの配置基準を整理して欲しい。」

⑥時代に応じた生活保護制度の見直しについて（継続）

【要望先】健康医療福祉部健康福祉政策課

1. 提案・要望内容

受給者の自動車の保有及び使用の制限の見直しについて

○生活保護法は、すべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を維持することを基本原理としているものの、本法制度の創設から歴史は長く、被保護者への支援については、公平公正な支援に努めるよう修正を重ねてきているが、現代社会の実態に合わなくなっている部分が少なからず存在する。このことが、生活保護受給者の自立阻害やケースワーカーの負担増加となっている。

○生活保護制度において、現代の社会構造や生活実態に即して自動車の所有及び使用の制限を緩和し、処分価値の小さな自動車の所有及び使用について、用途は限定しながらも基本的に容認することを提案する。

2. 提案・要望の理由

○生活保護制度においては、通勤や障がい者の通院等のため自動車を使用する必要がある場合等の限定的な場合を除き、原則自動車の保有及び使用は認められていない。

○しかし、現在、地方での生活においては自動車の使用が日常的になっており、ともすると自動車の使用を前提とする社会構造になっている。現代社会において市民が健康で文化的な生活を送るために、自動車の使用が必須となっている。

○また、昨今、生活保護を受給していない低所得世帯においても自動車を保有し使用することの優先度は高く、生活保護受給者に自動車の保有や使用を認めても、均衡を失することにはならない。

○以上のことから、生活保護受給者の自動車の保有及び使用制限の緩和を提案するもの。

○自動車に係る必要最低限の経費（点検整備費、保険料等）の支援についても検討が必要と思われる。

<現状、取組状況、課題>

○自動車保有状況

	乗用車保有台数A (令和4年2月末現在)	住民基本台帳世帯数B (令和3年1月1日現在)	A/B
滋賀県	817,265台	596,167世帯	1.37台/世帯
全 国	62,150,467台	59,497,356世帯	1.04台/世帯

○野洲市で保有・使用を認めた世帯数（令和3年度末現在） 8世帯

※市内保護受給世帯数 171世帯 人員数 207人

○野洲市で保有・使用を認めた主な例

【世帯類型（世帯員数）】	【使用目的】
・母子世帯（4人/世帯）	通院、通園
・傷病世帯（2人/世帯）	通院（新型コロナウイルスに対する恐怖心による）
・その他世帯（9人/世帯）	通院、塾の送迎、求職活動
・その他世帯（単身/世帯）	通院、弁護士相談（医師の意見書による）

<参考>国の考え方

○生活保護手帳別冊問答集 問3-14自動車の保有

（問）課第3の9及び12以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合はどのような場合か。

（答）生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならない認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。

○令和4年5月10日付保護課事務連絡（抜粋）

今般、ある自治体において、障害等を理由に通院のために自動車の保有を容認された者について、通院以外に日常生活に用いることが認められるような考えを示した事例が確認されたことから、改めて実施要領における自動車の保有の取扱いについてご留意いただき、引き続き、自動車の保有について適切な指導をお願いいたします。

⑦河川改修・砂防事業の整備促進について（継続）

【要望先 流域政策局河川・港湾室、砂防課】

1. 提案・要望内容

(1)河川改修事業の促進

- 妓王井川の早期改修及び抜本的対策の検討
- 新川の内水排除施設の能力向上等を含む内水処理施設計画の策定
- 中ノ池川、家棟川等 未整備河川の事業採択及び整備促進
- 野洲川の直轄区間延伸及び日野川の国直轄による整備
- 光善寺川の浚渫・堤防強化及び新川下流改修の早期完成

(2)一級河川の適正管理

- 浚渫、伐木、除草の継続的な実施
- 周辺環境に配慮した良好な河川環境の保全

(3)砂防事業の推進及び維持管理の実施

- 中ノ池川支流砂防事業及びモへ谷砂防事業の早期堰堤工事着手
- 急傾斜地崩壊対策事業の対象基準の緩和

2. 提案・要望の理由

- 本市は、治水対策を最重要課題として位置づけており、安全安心なまちづくりの形成のため流下能力が不足している一級河川の整備については、河川整備5ヶ年計画に位置付け、計画的に進められることが必要。
- 平成25年台風18号における豪雨で妓王井川は溢水し、野洲駅前には床下浸水など大きな被害を受けた。同様の被害が発生しないようにするためにも中長期的視野に立ち、抜本的な浸水対策を講じることが必要。
- 新川の頻発する内水被害を軽減させるために、更なる内水排除施設の能力向上等を含む内水処理施設計画の策定を行い、氾濫に対処することが必要。
- 中ノ池川・家棟川については上流に未整備区間が残っており、流下能力不足による浸水被害を未然に防ぐために、生態系に配慮した早期事業化が必要。
- 野洲川及び日野川の改修事業を一層促進させるために、直轄区間の延伸及び国直轄による整備が必要。
- 天井川である光善寺川は、堤防が決壊すると甚大な被害となるため、安全な流下能力の確保を目的とした河川の浚渫と実施中の堤防強化対策の早期完了が必要。
- 大規模な土砂災害を未然に防止するため、土石流の発生が予想される区域における砂防施設の整備を促進することが必要。
- 急傾斜地崩壊対策事業では、現行基準に満たない危険な箇所が複数存在するため、対象基準を見直すことが必要。

<現状と課題>

河川整備要望箇所



- | | |
|---------------|--------|
| ① 妓王井川 | ② 童子川 |
| ③ 新川 | ④ 中ノ池川 |
| ⑤ 家棟川 | ⑥ 光善寺川 |
| ⑦ 野洲川 | ⑧ 日野川 |
| ●⑨ 中ノ池川支流砂防事業 | |
| ●⑩ モへ谷砂防事業 | |
| ● 内水排除施設 | |

・平成25年台風18号豪雨による中ノ池川（富波乙・富波甲地先）の河川状況



・中ノ池川の事業未実施区間となる落差工部分



ネックポイントの解消、河川断面の確保及び流下能力の向上

要望箇所の主な課題

・平成25年台風18号豪雨による妓王井川（野洲駅前交差点）の溢水状況



JR横断部からの河川改修（河床掘り下げ）に加え、抜本的な浸水対策が必要。

・平成25年台風18号豪雨による市道（北地先）の溢水状況



下流に新川・童子川の合流部があり、平成28年に簡易ポンプが設置されたものの、大雨にも常時対処できる内水排除施設及び抜本的改修が必要。

浸水対策について妓王井川をはじめとする市内一級河川の抜本的な計画策定が必要

⑧区域区分の機動的な見直しについて（新規）

【土木交通部都市計画課】

1. 提案・要望内容

区域区分の機動的な見直しについて

○令和4年3月に「滋賀県都市計画基本方針」が策定され、これに併せて、「都市計画決定等の手引き」が改訂されたところである。

○都市計画決定等の手引きの「区域区分の見直し要領」において、区域区分の見直しを柔軟に対応する旨を明記していただいた。定期見直しについては期間を短縮（概ね5年に1回）いただき、随時見直しについては制度を拡充していただいた。

○ついでには、区域区分の見直しにあたっては、都市計画基礎調査の5年ごとの実施とそれを踏まえた定期見直し、また、やむを得ず5年を超える場合には一斉随時見直しを行う等、「滋賀県都市計画基本方針」及び「都市計画決定等の手引き」に即した機動的な見直しを確実に進めていただくよう要望する。

2. 提案・要望の理由

○本市は、他市と比して市街化区域の面積が著しく狭隘であり、纏まった空閑地もほとんど存在しない。

○令和3年3月に、第6回都市計画区域区分の定期見直しが県において行われたところであるが、本市の市街化区域への編入候補地の一つにおいて、一部の地権者から同意が得られず、事業用地の取得の確実性が担保できなかったことから、編入候補地案から外した経緯がある。

○民間事業者は、引き続き地権者と協議を継続しており、協議が整い次第、早急に市街化区域へ編入のうえ、宅地化を進めていきたい意向がある。

○また、市内に進出している企業からも、従業員の居住場所や事業拡張に係る用地の確保を求められているが、弾力的な土地利用を図ることができず、全く要請に応えられない状況である。

<参考>

滋賀県都市計画基本方針より

6 5つの方向性の実現に向けた取組

②既成市街地以外での市街地拡大抑制

■まとまりのある良好な市街地を形成し、無秩序な市街地拡大防止を図る地域において、区域区分による土地利用コントロールの実施 **方向性1** **方向性2** **方向性3** **方向性4** **方向性5**

■都市計画の基本的な考え方

・無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、良好な自然環境の保全を目指し、まとまりのある良好な市街地の形成・都市の健全な発展を図る。

■都市計画の手法や施策の内容

- ・土地利用規制の根幹として区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)による適切な土地利用を促す。
- ・宅地需要の増加などにより市街化区域縁辺部や都市計画区域外への開発圧力に対して、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的達成に向けて、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備または保全への配慮の視点から区域区分を設定し、適切な土地利用誘導を図る。
- ・区域区分の変更は概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査の結果に基づいて、「都市計画区域マスタープラン」と併せて定期的に見直しを行う。

■工業用地や物流拠点などの確保に係る公的関与の状況等に応じた区域区分の随時見直しの実施 **方向性2**

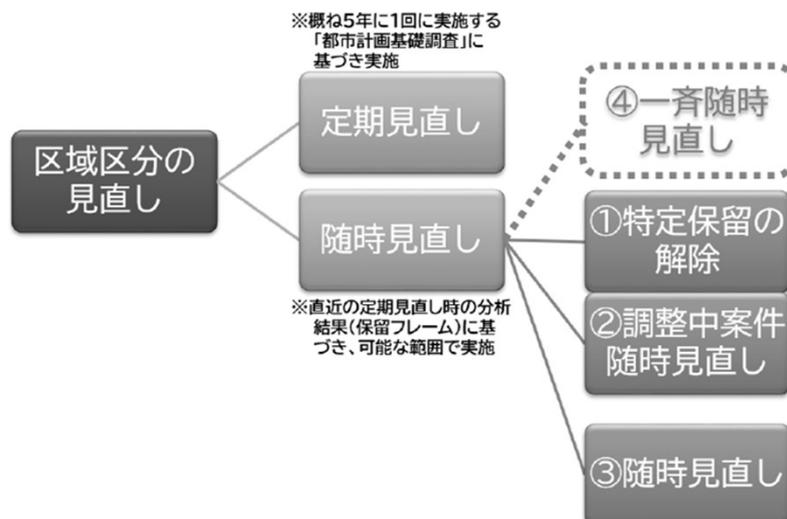
■都市計画の基本的な考え方

・新たな工業用地や物流拠点などの確保のための土地利用における区域区分の随時見直しについては、都市政策上の必要性、土地需要の状況、計画的な整備の見直しおよび公的関与の状況等に応じて、保留フレームを活用することを基本とする。

■都市計画の手法や施策の内容

- ・区域区分の変更は、社会情勢の変化に対応するため、都市計画基礎調査に基づき、総合的観点から実施する。
- ・区域区分の随時見直しにおいては、特に事業実施の確実性や、直ちに見直しが必要な理由等を元に、適切に判断する。

都市計画決定等の手引きより



⑨湖岸緑地(中主・吉川地区)の維持管理及び利用促進について(継続)

【土木交通部都市計画課】

1. 提案・要望内容

湖岸緑地(中主・吉川地区)の維持管理及び利用促進について

○湖岸緑地(中主・吉川地区)は、野洲川廃川敷地で管理されていない竹林であった箇所を有効に活用する狙いで、里山的な河畔林として復活し湖岸景観の保全を図るとともに、県民の休養・運動のため、河口部(湖岸道路)より上流に延長約1.5Km・幅員80m~200mと南北に細長い形状で面積約20haの区域として、「水辺風景・環境保全」、「竹林・流れ・保全・活用」と2つのゾーンで整備された。

○このような整備の目的や趣旨に照らし、湖岸周辺の貴重な自然環境を保全し、適切な維持管理を行うとともに、子育て世代が楽しく過ごせるよう大型複合遊具等を設置するなど、利用者のニーズを十分に踏まえた利用促進策を講じていただくことを要望する。

○さらに、当施設へのアクセスの向上を図るとともに、周辺の観光レクリエーション施設も含む湖岸エリア全体の賑わいや活性化に繋げるために、周辺(アクセス)道路の整備・充実を要望する。

2. 提案・要望の理由

○野洲市都市計画マスタープランでは、湖岸周辺では、観光レクリエーション施設等へのアクセス向上を図るための道路整備を促進する、貴重な自然環境の保全に努め、自然資源を活かした観光レクリエーション施設の充実を図る、と位置付けている。

○野洲市みどりの基本計画では、当施設は、市南部の山地と琵琶湖を結ぶビオトープネットワークの一環として、今後も自然環境の保全と再生に向けた重要な施設と位置付けている。

○市民アンケート調査の結果からは、市内に魅力的な遊具がないという意見が多く、広大な自然環境の中で安全が確保されたエリアでの大型複合遊具等の設置の要望がある。

○隣接道路は幅員が狭小で車両の離合が困難である。

<概 要>

- 公園の名称 湖岸緑地(中主・吉川地区)
- 位置 野洲市吉川地内
- 総面積 15.99ヘクタール
- 県事業に対する市負担金 64,682千円



⑩国道・地方道の整備促進について（継続）

【要望先】土木交通部 道路整備課、道路保全課、都市計画課

1. 提案・要望内容

(1)直轄国道事業の促進

- 国道8号野洲栗東バイパスの令和7年秋全区間供用
- 国道8号バイパスの北伸（野洲から竜王方面）整備計画の早期策定

(2)道路改築事業の整備

- 大津湖南幹線の4車線化による2024（令和6）年の供用開始に向けた整備促進（県道野洲中主線までの計画区間の完成）
- 木部野洲線道路改築事業の2024（令和6）年の供用開始に向けた整備促進
- 安養寺入町線の国道8号大篠原北信号に向けた改築整備の促進
- 菖蒲線バイパス整備計画の策定

(3)交通安全対策の推進

- 近江八幡守山線の県道2号交差点からJR篠原駅までの連続した歩道整備の早期完了
- 野洲甲西線三上小学校前の路肩拡幅整備および三上小学校前の交差点改良
- 守山中主線（竹生から市三宅）のセパレート区間の解消及び歩道整備
- 幹線道路の交通安全対策および通行危険箇所の解消

(4)新たな道路整備計画の策定

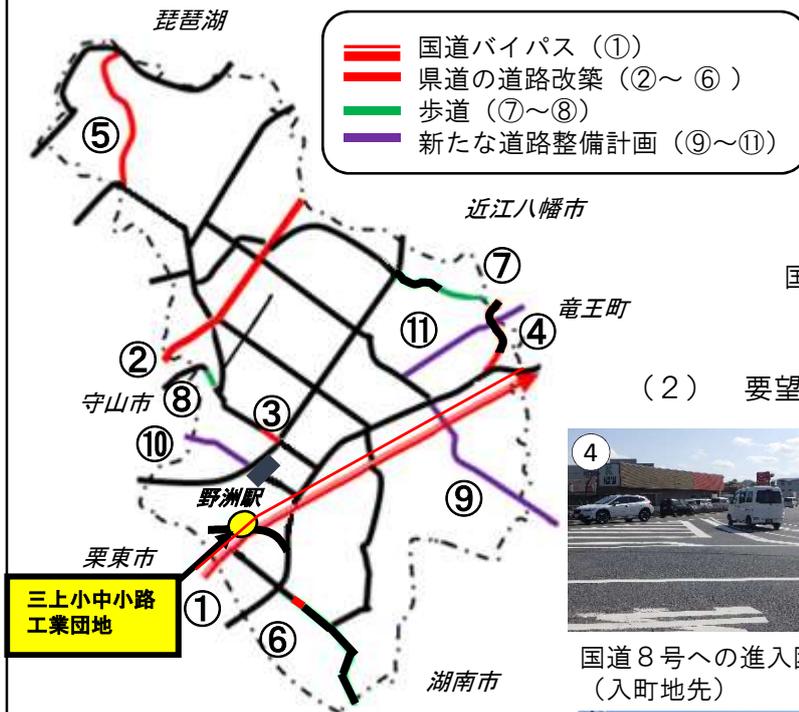
- 市道大篠原入町線の県道昇格
- 都市計画道路野洲駅北口線の整備計画の策定
- （仮称）野洲竜王線の道路整備計画の策定

2. 提案・要望の理由

- 国道8号野洲栗東バイパスは、事業化から約40年経過しており、事業効果の早期発現を図るため、地域全体の道路ネットワークが構築できるよう、令和7年秋の全区間供用が必要。さらにバイパス北伸計画の早期策定に向けた調査も必要。
- 大津湖南幹線は、湖南地域の大動脈であることから、4車線化による県道野洲中主線までの計画区間の2024(令和6)年の供用が必要。
- 木部野洲線は、慢性的な渋滞と歩道未整備で交通事故が多発しているため、2024(令和6)年の供用が必要。
- 菖蒲線バイパスは、琵琶湖湖岸に立地する観光レクリエーション施設等へのアクセス向上を図るため整備が必要。
- 全国的に問題となっている高齢者や児童を巻き込む事故等を踏まえ、交通安全対策が至急必要。
- 将来の企業進出及び文化交流の活性化による通行量を見越した、（仮称）野洲竜王線等の新たな広域道路の整備が必要。

<現状と課題> 道路整備要望箇所

(1) 道路の整備状況 ①(三上地先)



国道8号野洲栗東バイパスの整備状況

(2) 要望箇所の主な課題



国道8号への進入困難 (入町地先)



歩道整備 (小南・高木地先)

- ① 国道8号野洲栗東BP、北伸計画
- ② 大津湖南幹線
- ③ 木部野洲線
- ④ 安養寺入町線
- ⑤ 菖蒲線バイパス
- ⑥ 野洲甲西線
- ⑦ 近江八幡守山線
- ⑧ 守山中主線
- ⑨ 野洲竜王線
- ⑩ 野洲駅北口線
- ⑪ 市道大篠原入町線

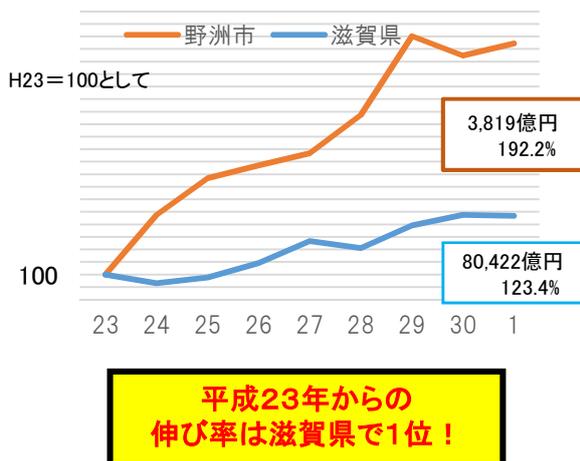


野洲竜王線 (野洲市大篠原～竜王町薬師地先) (野洲中主線延伸)



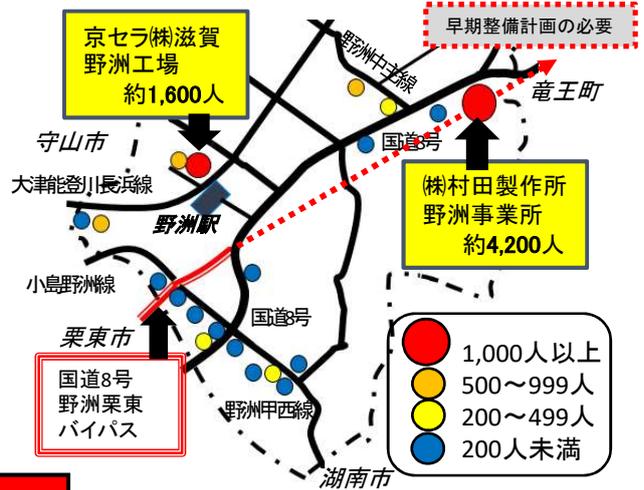
野洲駅北口線 (守山市川田町～野洲市市三宅地先)

(3) 工業の推移 (製造品出荷額等)



平成23年からの伸び率は滋賀県で1位!

(4) 市内における主な工場の立地及び従業員数



市内南部には(株)村田製作所や京セラ(株)など京都に本社を構える大規模な工場が立地しており、近年の工業における製造品出荷額は大幅に伸びている。今後も企業進出が見込まれる地域であるが、幹線道路は慢性的に渋滞しており、交通輸送及び市民の生活に支障をきたしている。

国道8号野洲栗東バイパスの供用により市内から栗東ICまでの渋滞を緩和することに合わせて、国道8号北伸の整備計画を策定することにより市内の道路アクセスを向上させること、歩行者等の交通の安全を確保することなど、国道・地方道の整備促進は急務である。

⑪社会インフラとしての鉄道の維持・活性化について (継続)

【要望先】 土木交通部交通戦略課

1. 提案・要望内容

本市を東西に横断するＪＲ琵琶湖線の野洲駅は、野洲駅発・野洲駅止め快速電車等の利便さにより、市内はもとより近隣市町の住民の主要交通機関として位置付けられている。

高齢化の進行及び交通安全意識の高まりに伴い、運転免許を返納する高齢者の数が増加しているなか、生活交通手段の確保として今後公共交通がますます重要とってきている。しかし、コロナ禍の影響による業績悪化を理由に、減便のダイヤ改正が行われたため、社会インフラとしての鉄道の維持・活性化を図るべく、ＪＲ西日本に対し、市と一丸となって増便の要望活動を行っていただくよう、以下を要望する。

ＪＲ琵琶湖線ダイヤのコロナ禍前の復元

ＪＲ琵琶湖線「野洲駅～篠原駅」間の新駅設置

ＪＲ琵琶湖線「草津駅～野洲駅」間の複々線化

ＢＲＴ等新交通システムの導入に向けた検討 等

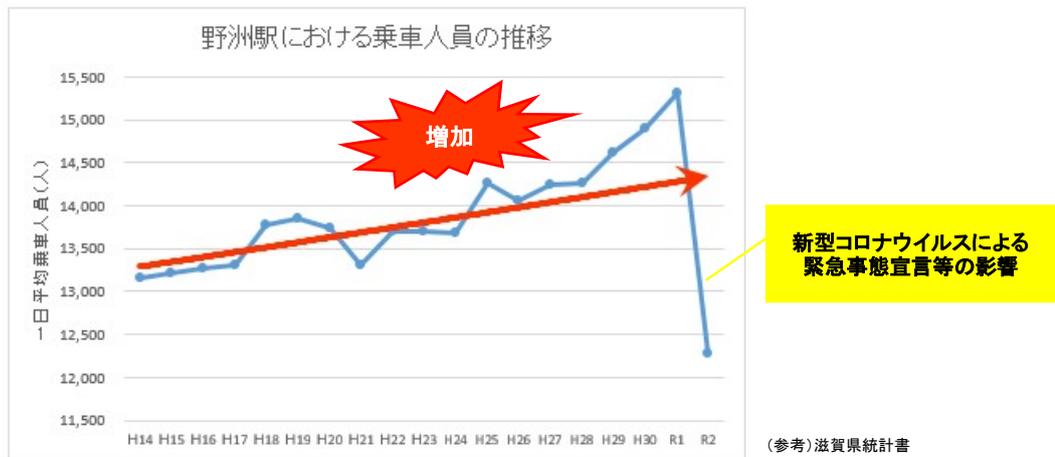
2. 提案・要望の理由

- 新型コロナウイルスの影響で鉄道利用者が減少した影響により、ダイヤの減便が実施されたが、地域交通の維持、充実の観点から減便前のダイヤに戻すようＪＲ西日本に対して強く要望を行っていただきたい。
- 本市は、市内に立地する大規模事業所の雇用の創出支援や新たな企業の創業支援など、人口の維持・増加施策を進めるとともに、野洲駅南口周辺については、商業施設等の整備に向けた取組みを進めるなど、駅を核としたにぎわいと活力にあふれた新たなまちづくりの展開により、駅利用者の一層の増加を見込んでいる。
- 一方で、移動手段としては自家用車への依存傾向にあるため、特に通勤通学時間帯の駅周辺の渋滞解消が課題となっている。
- 上記を踏まえて、鉄道やコミュニティバスに加え、ＢＲＴやＬＲＴといった新交通システムの検討を行い、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築をめざしたい。

<現状と取組状況>

■現状

○野洲駅利用者はコロナ禍以前は増加傾向にあった。



○通勤通学のラッシュ時の電車と駅周辺道路は飽和状態となっている。



■取組状況

○野洲市総合計画等に基づき、駅を地域内交通の結節点とした一層の発展に向け、野洲駅前広場の改修、野洲駅南口周辺整備構想に基づく南口を中心とした地域活性化に取り組んでいる。



○複々線化の実現に向けて、JR西日本に対し、湖南4市で構成する湖南総合調整協議会にて平成17年度から継続して要望を実施。

○複々線化の事業化に備え、10175.94㎡の用地を取得・管理。

○2021年10月より、本市内において「自動運転・隊列走行BRT」実用化検証が開始されたことに伴い、本市も市内の企業と共に実証実験の参画を検討し、シームレスで柔軟かつ持続可能な地域交通サービスの実現可能性を模索。

⑫文化財の保存活用の推進について（継続）

【要望先】文化スポーツ部文化財保護課

1. 提案・要望内容

(1) 滋賀県文化財保存事業費補助金の休止解除

○平成20年度以降10年以上にわたり、史跡等公有化事業ほかの県費補助金が休止されていることから、休止解除を要望する。

(2) 滋賀県文化財保存事業費補助金の補助対象種別の追加

○保存活用地域計画等に係る県費補助を要望する。

2. 提案・要望の理由

○滋賀県が毎年提示する「滋賀県文化財保存事業費補助金補助率」のとおり、県費補助金が交付されることを要望する。

野洲市では、令和2年3月に国指定文化財史跡の指定を受け、令和3年3月に追加指定を受けた「永原御殿跡」があり、史跡地の公有化をはじめ将来的な保存・活用・公開・適切な維持管理に向けて事業を推進しています。特に史跡等公有化については、上記の「補助率」に国庫補助残の1/3、補助上限額2,000千円と明記されており、休止については全く触れられていない。

また、前年度の補助金要望のヒアリングでも予算要望していることから、国庫補助事業で採択される事業については、滋賀県も適正な予算確保に一定の責任を果たすべきと考える。

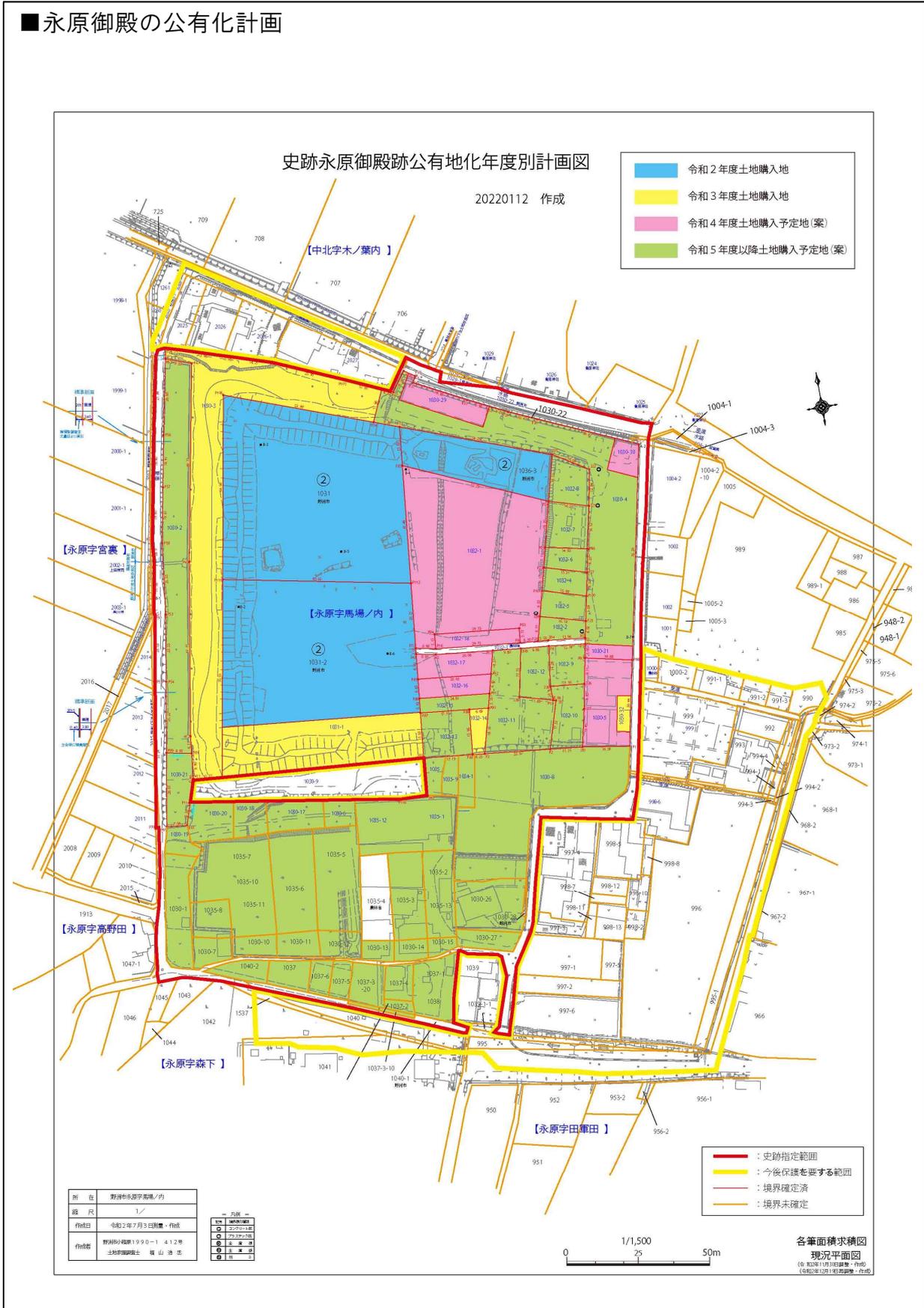
○文化財保護法改正に伴い、史跡等の保存活用のため必須となった国庫補助金の採択事業についても、滋賀県文化財保存活用大綱に謳われているとおり、県費補助金を設けることを要望する。

市や文化財所有者（管理者）だけでは策定困難な補助事業について、指導機関として滋賀県が参画する以上、金額的な補助についても必要な予算確保の措置を講じる必要があると考える。

野洲市では、史跡永原御殿跡、史跡大岩山古墳群、名勝兵主神社庭園（所有者；兵主神社）等で計画策定を予定、または策定しつつある。計画策定後の基本設計、実施設計、保存整備工事及び保存修理工事にあたっては、国庫補助金に加えて県費補助金は滋賀県の文化財の保存・公開・活用・管理の推進にも必須と位置付ける。

<現状、取組状況>

■永原御殿の公有化計画



⑬学校教育を充実させるための人材育成について(新規)

【要望先】教育委員会事務局 教職員課
フローティングスクール

1. 提案・要望内容

(1)2本立ての人材育成システム（リーダー育成システム）

従来から行われている研修システム（特に教職大学院や民間企業派遣）では、長期にわたって学校を離れることや代替講師が見つからないことを理由に現場からの研修希望が挙がりにくい現状にある。そこで、以下の2に示すような要望を行う。

(2)フローティングスクールでの船内看護師常駐システム

うみのこ学習実施上の看護師派遣システムは、看護師を市町で探すことが前提となっているため、うまく活用しにくい現状にある。そこで、以下の2に示すような要望を行う。

2. 提案の具体的内容

(1)2本立ての人材育成システム（リーダー育成システム）

○従来から行われている研修システム（法定研修、自主研修、教職大学院等）に加えて、独立行政法人教職員支援機構の①4～8年目教員育成研修 ②次世代リーダー育成研修を組み込む。（中堅教員研修は県教委によって既に実施されている。）

○今回提案したい「リーダー育成システム」は、「個を選んで」「マネジメントに特化して」「5日間」「全国から集まった教職員で刺激し合って」研修できると思われる。

○若くして力のある教員に「4～8年目教員育成研修」を、10年経験者に「次世代リーダー育成研修」を受けさせたい。

○若い教員を着実に育てることは「私もあのような教員になりたい」という若手教員や、小中学生のロールモデルを育てることになる。これは長い目で見て「教員不足解消」につながるのではないか。

○そもそも従来から教職員の世界には「管理職育成システム」がない。しかし、現場で管理職は自分が若い頃に体験しなかったような環境への対応が求められている。

(2)フローティングスクールでの船内看護師常駐システム

県立病院から看護師を派遣してもらい、「うみのこ」に乗船してもらうことはできないか。（常駐が難しければ、航海ごとに交代してもらいながら。）

< 現状、取組状況、課題 >

(1)リーダー育成システム構築について

○教職大学院や民間企業研修に派遣教員を出しにくい現場の事情

- ・代替講師が見つからない。
- ・派遣したいと思うのは力のある教員であり、その人が1年間、学校から抜けるのは痛い。
- ・それに対して、教職員支援機構の研修であれば、・・・
「5日間なら研修に出しやすい」「教頭試験受験者も増えていくのでは」
「若いうちから自覚をもってもらえる」「不祥事防止にもつながる」

○従来からある研修システムの課題

- ・「授業力」「生徒指導力」「学級経営」が重視されている。しかし、これらは、OJTで対応できる。

○市教委に寄せられる保護者クレームの対応をされていて感じること

- ・教員としての「使命感」「教育的愛情」「責任感」の不足や欠如に原因があることも多い。
- ・しかも、これらは教職員になった時には「持っている」のに、日々の職務の中で「失っていく」「見失っていく」のではないか。そのことによって、様々な不祥事（わいせつ事案や飲酒運転）やメンタル不全が起こってくるのではないか。
- ・だからこそ、「5日間ほど現場を離れて」「他府県の教職員と語り合って」、教育的愛情や使命感、責任感を回復させたり、再認識、更新、発展させたりできないか。

(2)フローティングスクールでの船内看護師常駐システム

○養護教諭が乗船するメリットは自校の5年生乗船時のみである。

- ・事前に情報共有することで他校の児童の対応もできると思われるが、学校に派遣される看護師は、残っている5学年の児童全員を見ることになる。

○養護教諭と看護師でそれほど条件が変わらないのであれば、船内に看護師を常駐させるシステムにならないか。

- ・県立病院の看護師の派遣
- ・市町で学校に派遣する看護師を探す業務が軽減される（1日のために膨大な手間を必要とする。）

⑭信号機設置による交通の安全確保について（継続）

【要望先】 滋賀県警察本部交通部交通規制課

1. 提案・要望内容

信号機の設置の必要性が高い場所への新設（3箇所）

○野洲市内において、交通量が1時間当たり300台を超える交差点については、歩行者等の安全確保、交通事故防止の観点から、信号機の新規設置を要望する。

2. 提案・要望の理由

信号機の新設について

○本市では、平成30年（2018年）4月の守山警察署長及び滋賀県警察本部交通部交通規制課長連名の「必要性の低下した信号機廃止の取組みへのご理解と廃止後の安全対策へのご協力をお願いについて(依頼)」を受け、平成30年度から守山警察署と連携し、交通の安全確保を目的に地元自治会のご理解のもと、信号機の安全効果が低下した八夫東をはじめとする7箇所の一灯式信号機の撤去を行い、新たに一時停止の規制、交差点の高輝度化を図るなどで安全対策を講ずる取組みを積極的に実施してきた。

○安全効果が低下した信号機を撤去し、安全対策を実施している一方で、市内の都市化の進展、市内大規模事業者による従業員の増加、道路整備等による通過交通の増加、さらにはマンション建設や新規商業施設の開業などに伴い、大幅な交通量の増加が見込まれる箇所があり、交通の安全確保が必要となっている。特に、市内で最も危険な交差点である市道野洲中央線と市道野洲駅下水門線との交差点では、新規の信号機を設置する必要がある。



○真に信号機が必要な交差点について新規に信号機を設置することを要望するものである。

<現状、取組状況、課題>

重点要望箇所

①市道野洲中央線（１）と市道野洲駅下水門線（２）との交差点（野洲駅付近）



※市道野洲中央線は通学路

交通量調査結果

R2.6.9.(火) 晴れ

AM7:20~8:20

市道（１）近江八幡方面 車両 301台
(内左折17台)

市道（１）守山方面 車両 530台
(内右折32台)

市道（２）右折 車両 22台
左折 車両 122台

※当該交差点は通学路であり、平日は
小学校児童約350人が当該交差点を
利用する。

②県道野洲停車場線（１）と市道中畑小篠原線（２）との交差点（平和堂付近）

※R2（2020年）.7.19（日）12:25 死亡事故発生



交通量調査結果

R3.5.21.(金) 曇り

PM5:30~6:30

県道（１）国道方面 車両 308台
(内右折176台)

県道（１）野洲駅方面 車両 245台
(内左折 90台)

市道（２）右折 車両 71台
左折 車両 141台

③県道近江八幡大津線と市道五条吉川湖岸線との交差点（めんたいパーク前）

※H24（2012年）8.10（金）18:25死亡事故発生



交通量調査結果

R2.6.13(土) 雨

AM11:00~12:00

県道 近江八幡方面 車両 438台
(内右折 34台)

県道 守山方面 車両 537台
(内左折 13台)

市道 左折 車両 34台
右折 車両 9台

※令和3年12月にめんたいパークが開業。
大幅な交通量の増加が見込まれる。

